

第149回 定時株主総会 継続会開催ご通知

開催日時 2023年9月4日（月曜日）
午前10時

開催場所 兵庫県明石市松の内2丁目2番地
ホテルキャッスルプラザ
3階「祥福の間」

報告事項

1. 第149期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）に関する事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第149期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

本継続会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございませんので、何卒、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

(証券コード6210)

2023年8月18日

兵庫県明石市二見町福里字西之山523番の1

株 主 各 位

東洋機械金属株式会社

取締役社長 田 畑 禎 章

第149回 定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第149回定時株主総会継続会（以下、「本継続会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本継続会の開催に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第149回定時株主総会継続会開催ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.toyo-mm.co.jp/fia/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、「株主・投資家の皆様へ」から「株主総会情報」を選択いただき、ご確認ください。）

電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東洋機械金属」又は「コード」に当社証券コード「6210」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

また、上記に加え、株主総会資料掲載ウェブサイトにも電子提供措置事項を掲載しております。上記ウェブサイトにて電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の株主総会資料掲載ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認ください。

<https://d.sokai.jp/6210/tei ji/>



なお、本継続会は、2023年6月23日開催の第149回定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は第149回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となりますことを申し添えます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年9月4日（月曜日）午前10時
 2. 場 所 兵庫県明石市松の内2丁目2番地
 ホテルキャッスルプラザ 3階「祥福の間」
 （末尾の「第149回 定時株主総会継続会会場ご案内図」をご参照ください）

3. 目的事項
 報告事項
1. 第149期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）に関する事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第149期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

4. その他本開催ご通知に関する事項

以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の定めにより、本開催ご通知に記載の当社ウェブサイト並びに東証ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトに掲載しておりますので、本開催ご通知には記載しておりません。

- ①連結計算書類の連結注記表
- ②計算書類の個別注記表

なお、監査役及び会計監査人の監査の対象には、本開催ご通知の添付書類の他、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら「第149回定時株主総会継続会出席票」を会場受付にご提出くださいようお願い申し上げます。また、議事資料として本開催ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、本継続会はクールビズで実施いたします。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト並びに東証ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

・会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）により導入された株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されました。本制度は株主総会資料を自社ホームページ等のウェブサイトに掲載し、そのウェブサイトのアドレス等を書面により株主様に通知することによって、株主総会資料をご提供する制度です。本制度下では、原則として株主総会の基準日までに所定の方法により書面交付請求をされた株主様に限り、書面で株主総会資料をお送りするものとされています。

※株主総会資料・・・株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類及び連結計算書類

・上記の法改正にかかわらず、本継続会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項（①連結計算書類の連結注記表、②計算書類の個別注記表を除く。）を記載した書面をお送りいたします。

【電子提供制度に関するお問い合わせ先】

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話0120-696-505（通話料無料） 受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日除く）

※本継続会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございませんので、何卒、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

第149回定時株主総会継続会の開催について

当社は、2023年5月26日付「特別調査委員会の設置及び第149回定時株主総会の継続会の開催方針に関するお知らせ」のとおり、2023年6月23日開催の第149回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）の目的事項のうち、報告事項「第149期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）に関する事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件」及び「会計監査人及び監査役会の第149期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件」につきまして、本総会の継続会でご報告することをお知らせしておりました。

当社は、2023年7月25日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」のとおり、特別調査委員会から調査報告書を受領いたしました。また、当社は、2023年7月31日に無限定適正意見が付された監査報告を当社会計監査人から受領し、2023年8月7日に監査役会において当社会計監査人による監査の方法及びその結果は相当であると認められたこと等により、2023年3月期の決算関連手続きが完了し、本総会の報告事項についてご報告できる準備が整いました。

つきましては、2023年6月23日に開催いたしました本総会において、本継続会の日時及び場所の決定を取締役会にご一任いただくことに関しまして、株主の皆様にご承認いただいたことに基づき、本継続会をご案内させていただきます。

株主の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。当社は、今回の事態を重く受け止め、特別調査委員会が認定した事実、発生原因、及び再発防止策の提言を十分に分析し、早期に再発防止策を策定、実行してまいります。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種等の対策が進み、行動の制約や入国規制が撤廃されたことにより、経済活動が正常化に向かった一方で、中国のゼロコロナ政策やロシアのウクライナ侵攻等の地政学的リスクにより、先行きは不透明な状況で推移しました。国内経済においても、新型コロナウイルス感染症の懸念が後退し、行動制限が緩和され、景気は回復傾向となったものの、地政学的リスクによるサプライチェーンの混乱や燃料エネルギー不足による原材料価格の高騰、また、世界的な金利上昇に伴う円安が急激に進行したことにより、予断を許さない状況が続きました。

当社グループの関連する業界におきましては、国内・海外とも設備投資意欲は回復基調であるものの、需要は期中から期末にかけてやや陰りが見られるようになりました。それに加えて、半導体をはじめとする電子制御部品の不安定な供給による納期の長期化、行き過ぎた円安進行による鉄鋼を中心とした海外からの調達部材価格の上昇が続いており、また、不均衡なコンテナ供給による物流の混乱やロシアのウクライナ侵攻の影響による燃料エネルギー価格の高騰等の影響もあり、非常に厳しい状況で推移しました。

このような市場環境のもと、当社グループは2024年3月期を最終年度とする第3期中期経営計画に基づいた事業活動を推進し、中長期的な視点から持続的な成長と安定した収益確保に取り組んでまいりました。

当連結会計年度は、10月に、3年に一度ドイツ・デュッセルドルフで開催される世界最大のプラスチック展示会「K2022」に出展しました。「K2022」のテーマである循環型経済（サーキュラーエコノミー）、気候変動対応及びデジタル化を体現するべく、リサイクル樹脂による成形やオンライン上での成形状態のモニタリングの実演等、脱炭素へ向けての低消費電力機をアピールしました。また、ダイカストマシンでは、11月に新型コロナウイルス感染症拡大の影響で4年ぶりの開催となった「j-dec2022 日本ダイカスト会議・展示会」（横浜）に出展し、環境性能の充実とコンパクト化を実現した電動サーボダイカストマシンの展示に加え、会場に大型モニターを設置し、遠隔操作システム「T-RemoteWEB」を用いて展示会場と本社（明石）の鋳造現場を繋ぎ、リモート操作による鋳造の実演を行い、デジタルを活用したお客様のモノづくり課題解決のための新技術・ソリューションを展開しました。

これらの結果、当連結会計年度の業績につきましては、受注高は31,211百万円（前期比13.6%減）となったものの、売上高は35,298百万円（同6.1%増）となり、過去最高を更新しました。このうち、国内売上高は9,471百万円（同8.3%増）、海外売上高は25,827百万円（同5.3%増）となり、海外比率が73.2%となりました。利益につきましては、調達部材価格や燃料エネルギー価格の高騰によるコストの増加分を製品価格への転嫁や生産の効率化等で改善を図りましたが、全てを吸収するまでには至らず、営業利益は1,319百万円（同25.0%減）、経常利益は1,538百万円（同21.9%減）となりました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、海外連結子会社の従業員による銀行預金私的流用等の事案発生の影響で383百万円の特別損失を計上したことにより648百万円（同49.3%減）となりました。

製品別の売上状況は、以下のとおりです。

[射出成形機]

射出成形機につきましては、国内は、自動車・工業部品関連の売上が増加しました。海外におきましては、中国でのIT機器や医療機器関連の売上が減少しましたが、アジアでの生活用品・IT電子機器関連の売上や、米州や欧州における生活用品・自動車関連の売上が増加しました。この結果、受注高は24,438百万円（前期比8.3%減）、売上高は27,419百万円（同5.6%増）となりました。このうち、海外売上高は20,004百万円（同3.7%増）となり、海外比率は73.0%となりました。

[ダイカストマシン]

ダイカストマシンにつきましては、国内は自動車関連の売上が減少しました。海外におきましては、中国、東アジアの自動車関連の売上が増加しました。この結果、受注高は6,773百万円（前期比28.6%減）、売上高は7,879百万円（同7.8%増）となりました。このうち、海外売上高は5,823百万円（同11.3%増）となり、海外比率は73.9%となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は661百万円となりました。主な設備投資としましては、子会社である東洋機械（常熟）有限公司の第3期工場の建設、東洋機械エンジニアリング株式会社の新サービスセンターの建設及び拡販のためのモニター機や展示機などであります。

(3) 資金調達の状況

設備投資は、自己資金により賄っております。

また、運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社三井住友銀行と貸出コミットメント契約を継続して締結しております。

貸出コミットメントの総額 2,000百万円

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第145期 2018年度	第146期 2019年度	第147期 2020年度	第148期 2021年度
売 上 高	31,780	30,453	24,870	33,273
経常利益又は経常損失(△)	2,138	1,439	△101	1,970
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)	1,342	870	△244	1,277
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)(円)	71.16	42.54	△11.87	62.21
総 資 産	29,081	28,130	28,578	31,141
純 資 産	17,036	18,370	18,130	19,595
1株当たり純資産額(円)	888.25	877.89	867.03	940.49

(単位：百万円)

区 分	第149期 2022年度(当期)
売 上 高	35,298
経常利益又は経常損失(△)	1,538
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)	648
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)(円)	31.59
総 資 産	31,901
純 資 産	19,985
1株当たり純資産額(円)	955.97

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
2. 第145期から第148期までの各数値につきましては、当社海外連結子会社の従業員による銀行預金私的流用の判明に伴い過年度決算の訂正を行ったため、訂正後の数値を記載しております。

(5) 対処すべき課題

1. 経営環境及び中長期的な経営方針

当社グループを取り巻く市場環境は、新型コロナウイルス感染症の経済活動への影響が限定的となり、着実に正常化へ向かうものと予想されますが、ロシアによるウクライナ侵攻の終結が見えないことから、燃料エネルギー価格は高止まりし、半導体をはじめとする電子制御部品の不安定な供給や調達部材価格の高騰により、依然として先行き不透明な状況は続くものと判断しております。

一方、当社の事業に関連する市場では、世界的な脱炭素の流れを受け、電気自動車関連の需要の増加が見込まれますが、当連結会計年度の期末にかけ、米国銀行の相次ぐ破綻で金融不安が表面化したことにより、新たな設備投資が手控えられたことや新型コロナウイルス感染症拡大による医療関連の需要が一巡したこと及び主要な市場である中国経済の減速が鮮明となったことにより、受注環境は軟調に推移するものと予想されます。

このような市場環境のもと、当社グループは中期経営計画“TOYO GO CHALLENGE 2023”の最終年度を迎えます。これまでの成果を踏まえながら、更なる事業拡大を図るべく中期経営計画で掲げた、基本方針、各種戦略に基づき、以下の施策に取り組んでまいります。

- ①販売予測に基づく新営業スタイルの確立と営業力の継続強化
- ②脱炭素社会に貢献する、環境にも配慮した新製品の市場投入と顧客最優先の品質保証体制の拡充
- ③生産効率の抜本的改善、事業規模を拡大する積極的な大型新営投資及び工場利益の出る生産体制の早期構築
- ④安定的な調達部材の確保と「品質、価格、納期」を重視した戦略的調達
- ⑤基幹システムの効果的運用とDXを活用した全社的な業務改善の推進
- ⑥サステナビリティの根幹となる人的資本への投資と将来を担う人づくり
- ⑦社会的責任を認識し、法令や社会的規範を遵守するコンプライアンスを最優先とした企業活動

これらの取組みにより、「新しい付加価値」を生み出し、顧客の「価値向上」に貢献することにより、売上計画の達成と収益構造の改革による利益率向上に努めてまいります。引き続き、為替の急激な変動や調達部材の長納期化、及び、原材料の価格高騰や輸送費等の諸経費の上昇が経営に悪影響をもたらす可能性があります。リスクを最小限に抑え、利益を確保するための必要な対策をあらゆる方法・手段により講じてまいります。また、きめ細かな製品のカスタム対応や迅速なサービス対応にも注力し、顧客満足度の向上に努めてまいります。

2. 内部統制、コンプライアンス体制及びガバナンス体制の強化

2023年5月26日付「特別調査委員会の設置及び第149回定時株主総会の継続会の開催方針に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社の海外子会社（以下、「本件子会社」といいます。）において、本件子会社の従業員により同社の預金が私的に流用されている可能性があること（以下、「本事案」といいます。）が判明したため、当社は、本事案の事実関係や類似する事象の有無についての実態の把握、また、原因や背景についての究明が必要であるとの判断により、当社の社外監査役（独立役員）及び外部の弁護士で構成される特別調査委員会を設置し、調査を行ってまいりました。

当該委員会による調査結果については、当社ウェブサイトに公表しております。<https://www.toyomm.co.jp/wp-content/themes/toyomm/pdf/fia/special_investigation_final_202307.pdf>

当社は、特別調査委員会の調査結果を受けて、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び決算短信の訂正を行っており、その内容を当社ウェブサイトに公表しております。<https://www.toyomm.co.jp/wp-content/themes/toyomm/pdf/fia/kessan_teisei_202307.pdf>

また、当社は、特別調査委員会による調査結果及び再発防止策の提言を踏まえ、内部統制、コンプライアンス体制及びガバナンス体制の強化が経営の最優先課題であるとの認識のもと、具体的な再発防止策の検討及び策定を速やかに行い、当該再発防止策を着実に実行することを通じて、ステークホルダーの皆様からの信頼回復に努める所存です。

(6) 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
(子会社)			
東洋工機株式会社	百万円 20	100%	射出成形機及びダイカストマシン用周辺機器の製造、搬送機の製造及び販売
東洋機械エンジニアリング株式会社	百万円 10	100%	成形機の保守サービス・据付及び精密金型の販売
東洋機械（常熟）有限公司	百万円 47	100%	射出成形機及びダイカストマシンの製造及び販売
(関連会社)			
GM-Injection AG	百万CHF 0.5	30.2%	射出成形機の販売及び保守サービス

(注) 連結子会社は上記の重要な子会社3社及びTOYO MACHINERY (M) SDN. BHD.、TOYO MACHINERY (T) CO., LTD.、東曜機械貿易（上海）有限公司、東洋機械金属（広州）貿易有限公司、東金股份有限公司、TOYO MACHINERY VIETNAM CO., LTD.、PT TOYO MACHINERY AND METAL INDONESIAの10社であります。

(7) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループの製造・販売する主要な製品は、次のとおりであります。

部門	主要な製品
射出成形機	プラスチック射出成形機及び周辺機器
ダイカストマシン	ダイカストマシン及び周辺機器

(8) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

事業所	所在地
本社・工場	兵庫県 明石市
東京支店	東京都 中央区
関西支店	大阪府 東大阪市
中部支店	愛知県 名古屋市
埼玉支店	埼玉県 川口市
西日本支店	兵庫県 明石市
香港支店	中国 香港特別行政区
インド支店	インド グルガオン市

② 子会社の主要な事業所

事業所	所在地
東洋工機株式会社	兵庫県 明石市
東洋機械エンジニアリング株式会社	兵庫県 明石市
東洋機械(常熟)有限公司	中国 江蘇省 常熟市
TOYO MACHINERY (M) SDN. BHD.	マレーシア セランゴール州
TOYO MACHINERY (T) CO., LTD.	タイ バンコク市
東曜機械貿易(上海)有限公司	中国 上海市
東洋機械金属(広州)貿易有限公司	中国 広東省 広州市
東金股份有限公司	台湾 台北市
TOYO MACHINERY VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ハノイ市
PT TOYO MACHINERY AND METAL INDONESIA	インドネシア 西ジャワ州

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
753名	1名増

(注) 従業員数は、在籍人員であります。

(10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	600百万円
株式会社三菱UFJ銀行	460百万円
株式会社みずほ銀行	300百万円
株式会社みなと銀行	200百万円
株式会社中国銀行	100百万円
株式会社山陰合同銀行	100百万円
株式会社百十四銀行	100百万円
株式会社りそな銀行	100百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 20,703,000株 (自己株式177,429株を含む)
 (3) 株主数 12,209名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,735	8.45
株 式 会 社 日 本 製 鋼 所	1,450	7.06
U B E マ シ ナ リ ー 株 式 会 社	1,450	7.06
NOMURA CUSTODY NOMINEES LTD T K I L I M I T E D	1,265	6.16
株 式 会 社 マ ル カ	622	3.03
株 式 会 社 山 善	600	2.92
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	598	2.91
第 一 実 業 株 式 会 社	400	1.95
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	257	1.25
奥 村 隆 志	218	1.06

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式数 (177,429株) を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	11,700	4
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. 会社役員に関する事項」 「(4) 取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針」 「③報酬等の種類ごとの決定方針等」 「3) 非金銭報酬 (株式報酬)」に記載のとおりであります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田畑 禎章	
取締役	高月 健司	管理本部長及びサステナビリティ、リスク管理担当
取締役	三輪 恭裕	製造調達本部長兼生産改革室長
取締役	山本 博之	営業本部長
取締役	青山 昌樹	
取締役	山田 光夫	株式会社アントレポ 専務取締役
常勤監査役	藤本 隆之	
監査役	下河邊 由香	弁護士
監査役	高橋 正哉	公認会計士・税理士 株式会社サカイ引越センター 社外取締役 新月有限責任監査法人 代表社員

- (注) 1. 取締役青山昌樹氏及び山田光夫氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役下河邊由香氏及び高橋正哉氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役下河邊由香氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役高橋正哉氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外取締役及び社外監査役が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

(2) 当事業年度中の取締役の担当の変更

氏名	新	旧	異動年月日
三輪 恭裕	取締役 製造調達本部長 兼生産改革室長	取締役 製造調達本部長	2022年4月1日

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	84 (12)	65 (12)	11 (-)	6 (-)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	25 (12)	25 (12)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	110 (24)	91 (24)	11 (-)	6 (-)	9 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬及び非金銭報酬（株式報酬）の額に係る決議は、以下のとおりであります。
- ①2017年6月23日開催の第143回定時株主総会において年額2億円以内と決議しております（うち社外取締役20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まない）。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち社外取締役は2名）であります。
- ②2021年6月25日開催の第147回定時株主総会において、①の金銭報酬とは別枠の報酬に関する決議を以下、1)及び2)のとおり行っております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除きます。）の員数は、4名であります。
- 1) 每期一定の譲渡制限付株式を交付するリストラクテッド・ストック
譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の額として年額10百万円以内、株式数の上限を年25,000株以内（社外取締役は付与対象外）。
- 2) 予め定めた業績条件の達成度に応じて譲渡制限付株式を交付するパフォーマンス・シェア・ユニット
譲渡制限付株式の付与のために支給する3事業年度分の報酬の額として90百万円以内（年額30百万円以内）、株式数の上限を75,000株（年25,000株）以内（社外取締役は付与対象外）。
3. 監査役の金銭報酬の額は、1994年6月29日開催の第120回定時株主総会において月額4百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち社外監査役は2名）であります。

4. 非金銭報酬等は当社の譲渡制限付株式であり、割当契約に基づき、取締役の地位を退任した時点まで譲渡等を行うことができない旨の譲渡制限が設定されています。当該譲渡制限は、取締役の退任時まで継続して取締役の地位にあったことを条件として解除されます。また、取締役が、死亡、任期満了その他の正当な理由によらずその地位を退任することが確定した場合等においては、当社が株式を無償で取得するものとされています。当該株式の当事業年度における交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項」「(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。なお、上表の非金銭報酬等の総額は当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬額の費用計上額（社外取締役を除く取締役4名に対し、6百万円）であります。
5. 取締役の個人別の報酬等（株式報酬を除く。）については、取締役会決議に基づき代表取締役社長である田畑禎章がその決定の委任を受けており、代表取締役社長は、当該委任に基づき、取締役の個人別の固定報酬及び個人別の業績連動報酬（賞与）を決定しております。当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の業務遂行状況も踏まえて報酬の内容を決定するためには、代表取締役社長による決定が最も適していると考えられるため、代表取締役社長に上記の権限を委任したものであります。当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長の作成した取締役の個人別の報酬等の原案は、過半数が社外役員で構成され、社外取締役が委員長を務める人事報酬委員会に諮問されるものとし、その答申を受けた取締役会は当該答申の内容を踏まえ代表取締役社長に対する委任の決議を行い、代表取締役社長は当該決議に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

(4) 取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針

当社は、取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針を取締役会の決議により定めており、その概要は以下のとおりであります。当該取締役会の決議に際しては、予め過半数が社外役員で構成され、社外取締役が委員長を務める人事報酬委員会に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることや、人事報酬委員会の答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

①基本方針

- 1) 業務執行を担う取締役の報酬については、積極的に企業価値向上に取り組むためのインセンティブとして相応しい水準・体系であることを基本とする。
- 2) 社外取締役の報酬については、当社の業務執行に対し専門的な知識・経験を基に独立した観点から助言・監督を行うことができる人材を継続的に確保できる水準とする。

②体系

1) 業務執行を担う取締役の報酬等

固定月額報酬と短期的な業績連動報酬としての賞与、中期的な業績反映及び株主との価値共有を目的とした非金銭報酬（株式報酬）により構成する。

2) 社外取締役の報酬等

固定月額報酬のみとする。

非業務執行であることから業績連動報酬としての賞与及び非金銭報酬（株式報酬）は支給しない。

③報酬等の種類ごとの決定方針等

1) 固定報酬

固定報酬は、当社における業務責任に応じた役位別定額の金額とする。

2) 賞与

(i) 短期業績のインセンティブとして機能するよう連結営業利益を指標とし、役位別基準賞与額を基礎に当該指標を加味して金額を算出し、さらに業績評価シートによる個人評価を加味したうえで決定する。

(ii) 賞与額の下限は0円とする。

3) 非金銭報酬（株式報酬）

(i) 非金銭報酬は譲渡制限付株式とし、每期一定の譲渡制限付株式を交付するリストラクテッド・ストック及び予め定めた業績条件の達成度に応じて譲渡制限付株式を交付するパフォーマンス・シェア・ユニットの2制度で構成する。

(ii) リストラクテッド・ストックは、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資財産として払込みさせる方法により割り当てる。上記金銭報酬債権の金額は、役位毎に同額の支給基準額に基づいて算定し、取締役会で決定する。

(iii) パフォーマンス・シェア・ユニットは、当社の中期経営計画の期間である3事業年度における業績等

の目標達成度に応じて、譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資財産として払込みさせる方法により割り当てる。割り当てられる株式数は、役位毎に同数の支給基準株式数、中期経営計画の期間における連結営業利益累計額の目標達成度、中期経営計画最終事業年度におけるROEの目標達成度及び在任期間に基づいて算定し、その数に応じた金銭報酬債権の金額を取締役会で決定する。

(iv) リストリクテッド・ストックにおいて金銭報酬債権額の算定の基礎となる役位毎の支給基準額、及び、パフォーマンス・シェア・ユニットにおいて支給基準株式数の算定の基礎となる役位毎の支給基準額は、同額とする。

④ 固定報酬・賞与・非金銭報酬（株式報酬）の割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の固定報酬：賞与：非金銭報酬（株式報酬）の比率は、積極的に企業価値向上に取り組む為のインセンティブとして相応しい水準・体系となるよう設定し、連結営業利益の額等により変動し得るものの、概ね、65：25：10とする。

⑤ 報酬等の付与の時期・条件の決定に関する方針

1) 固定報酬

定時株主総会終了後に開催される取締役会に基づく委任を受け、代表取締役が、定時株主総会の翌7月から翌年6月までの固定報酬を決定し、毎月支給する。

2) 賞与

定時株主総会終了後に開催される取締役会に基づく委任を受け、代表取締役が、前事業年度に対する賞与を決定し、決定の翌営業日を目安に支給する。

3) 非金銭報酬（株式報酬）

リストリクテッド・ストックについては、毎年、定時株主総会終了後開催の取締役会で譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権の支給を決議し、当該決議の翌月に譲渡制限付株式を交付する。

パフォーマンス・シェア・ユニットについては、中期経営計画の最終事業年度終了後、原則として、当該事業年度の業績が確定する取締役会で譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権の支給を決議し、当該決議の翌月に譲渡制限付株式を交付する。なお、中期経営計画の途中年度で退任した取締役に対しパフォーマンス・シェア・ユニットが割り当てられる場合、原則として、金銭報酬債権の支給決議の翌月に交付されるものとする。

⑥ 個人別の報酬等の内容についての決定方法等

個人別の報酬等（株式報酬を除く。）については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその決定の委任を受けるものとし、代表取締役社長は、当該委任に基づき、取締役の個人別の固定報酬及び個人別の賞与を決定する。当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長の作成した各取締役の個人別の報酬等の原案は、過半数が社外役員で構成され、社外取締役が委員長を務める人事報酬委員会に諮問されるものとし、その答申を受けた取締役会は、当該答申の内容を踏まえ代表取締役社長に対する委任の決議を行い、代表取締役社長は、当該決議に基づき、各取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

(5) 業績連動報酬等に関する事項

①業績連動報酬等の額又は算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該指標を選定した理由

1) 賞与

賞与に係る業績指標は連結営業利益であり、その実績は「1. 企業集団の現況に関する事項」「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。当該指標を選択した理由は、経営活動により生み出した付加価値を測る尺度として最も適切であると判断したからであります。

2) パフォーマンス・シェア・ユニット

パフォーマンス・シェア・ユニットに係る業績指標は、中期経営計画の期間(2021年度～2023年度)における連結営業利益累計額の目標達成度及び中期経営計画最終事業年度(2023年度)におけるROEの目標達成度であります。中期経営計画の期間における連結営業利益累計額を指標として選択した理由は、当社として中期経営計画の対象期間を一つの事業年度とみなして事業上の取組みを行いたいと考えており、中期経営計画の期間における連結営業利益累計額が事業活動の直接的な目標として重要であると判断したからであります。また、中期経営計画最終事業年度におけるROEの目標達成度を指標として選択した理由は、当社の企業価値を高めていくための目標として重要であると考えたからであります。

②業績連動報酬等の額又は算定方法

1) 賞与

賞与の算定方法については、「3. 会社役員に関する事項」「(4) 取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針」「③報酬等の種類ごとの決定方針等」「2) 賞与」に記載のとおりであります。

2) パフォーマンス・シェア・ユニット

パフォーマンス・シェア・ユニットの算定方法については、「3. 会社役員に関する事項」「(4) 取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針」「③報酬等の種類ごとの決定方針等」「3) 非金銭報酬(株式報酬)」(iii)に記載のとおりであります。

③業績連動報酬等の額又は数の算定に用いた業績指標に関する実績

1) 賞与

連結営業利益の実績は「1. 企業集団の現況に関する事項」「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

2) パフォーマンス・シェア・ユニット

中期経営計画の期間における連結営業利益累計額の目標達成度及び中期経営計画最終事業年度におけるROEの目標達成度は、中期経営計画期間が終了した後に確定いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役の青山昌樹氏及び山田光夫氏、監査役の藤本隆之氏、下河邊由香氏及び高橋正哉氏との間で会社法第423条第1項に定める株式会社に生じた損害を賠償する責任を限定する契約をそれぞれ締結しております(なお、青山昌樹氏は2023年6月23日の審議終了時をもって取締役を退任しており、同氏退任後は、新たに選任された伊賀真理氏との間で同契約を締結しております。)。その内容の概要は、これらの取締役及び監査役の責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。

(7) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを意識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員であり、全ての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

なお、D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に見直しを実施後、毎年、取締役会にて決議のうえ、更新しております。

(8) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	青 山 昌 樹	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、出身の金融機関等における豊富な知識や経験等を基に、当社の資金調達や企業統治、その他経営全般について、質問や意見を述べております。この他、人事報酬委員会の委員長として議事の運営にあたるとともに、社外の立場から助言や意見交換をいただくことにより、当社経営の透明性・公平性の確保及び向上に関して、当社が期待する重要な役割を果たしております。
取 締 役	山 田 光 夫	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、メーカーにおける製品開発、事業運営及び経営に関する豊富な経験を基に、技術や投資、その他経営全般について、質問や意見を述べております。この他、人事報酬委員会にも出席し、社外の立場から助言や意見交換をいただくことにより、当社経営の透明性・公平性の確保及び向上に関して、当社が期待する重要な役割を果たしております。
監 査 役	下 河 邊 由 香	当事業年度開催の取締役会12回及び監査役会12回の全てに出席し、弁護士としての豊富な実務経験に基づく、企業法務をはじめ法務全般に関する専門的な知見を基に有用な意見を述べております。この他、人事報酬委員会にも出席し、社外の立場、女性としての視点から助言や意見交換をいただくことにより、当社経営の透明性・公正性・多様性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
監 査 役	高 橋 正 哉	当事業年度開催の取締役会12回及び監査役会12回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的な知見や経営全般に関する高い見識を基に適宜発言を行っております。この他、人事報酬委員会にも出席し、社外の立場から助言や意見交換をいただくことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
①当社が支払うべき報酬等の額	23百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、東洋機械（常熟）有限公司は当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、監査役会が当社株主総会により選任された会計監査人につき、その解任又は不再任の決定の判断を行うに当たっての方針を次のとおり定めております。なお、当該方針は2016年3月25日開催の監査役会で承認されたものであります。

【決定方針】

- (i) 監査役会は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事案に応じ、監査役全員の同意により解任し、又は、株主総会に提出する会計監査人の解任若しくは不再任に関する議案の内容を決定いたします。
- ①会社法第340条第1項第1号又は第2号に定める事由に該当すると判断した場合
 - ②上記①の他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、適正に監査を遂行することが困難であると判断した場合
- (ii) 監査役会は、上記(i)の各事由の有無にかかわらず、より適切な監査環境を確保するため、当該会計監査人の最初の就任時から5年毎を目途として、当該会計監査人による監査継続の是非を検討し、その変更が妥当と判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制等の整備について取締役会において決議しております。

①取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社の子会社で構成される当社グループ（以下、当社グループという。）は企業行動基準をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための規範として制定する。また、コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、社外役員、顧問弁護士をメンバーに加えた内部統制委員会を設置し、業務の適正な運営の確保に関する重要事項について取締役社長及び取締役会に答申する体制とするとともに、具体的な施策の実行については、コンプライアンス・リスク管理委員会等を通じて行うこととする。監査室は、内部統制委員会及びコンプライアンス・リスク管理委員会と連携の上、当社グループ内におけるコンプライアンスの遵守状況を監査する。法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらを開覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおけるコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署が、子会社を含めて規則・規程の制定、教育・研修の実施、マニュアルの作成・配布を行う。また、当社グループにおける組織横断的リスク状況の監視及び対応は各委員会ないし事務局となる窓口部署が行うものとし、当社グループ全体のリスク管理を行う。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われるために取締役会を毎月1回開催し、経営上の重要事項について審議、決定する。また、必要に応じて適宜臨時に開催し、速やかな審議・決定を行う。取締役の職務執行がより効率的に行われるため、執行役員制度を採用し、執行役員に分掌する職務に権限を委譲して業務執行が迅速に行われる体制とする。また、取締役及び執行役員で構成される経営会議を設置し、効率的な意思決定を行う。取締役会及び経営会議では、中期経営計画の策定、業績目標と予算の設定、月次業績のレビュー及び改善を促すことなどを審議する。各子会社について、当社内の対応窓口部署を定め、当該部署が子会社と一定の重要事項について、協議・情報交換を行うことを通じて、当社グループ全体における経営の健全性・効率性等の向上を図る。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社を含めて、コンプライアンス管理、リスク管理が行えるように、グループ一体となった体制を構築し、連結での業務の適正と効率を確保する。また、財務報告に関する内部統制の体制をグループ全体で整備している。重要な子会社については、定期的に経営の重要な事項及び業績に関する報告を行い、当社グループの業務の執行が効率的に行われることを確保する。当社の監査室は子会社の業務活動全般について内部監査の対象とする。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役はその職務を補助する使用人を必要とした場合、監査室所属の職員及びその他の専門的な知識を有する職員に監査業務に必要な事項を命じることができるものとする。監査役より命じられた職員はその命じられた事項に関して、取締役、所属上長の指揮命令を受けないものとする。また、監査室等の監査役の職務を補助する使用人の人事考課は監査役の同意を得ることとする。

⑦当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、法令及び定款違反、不正行為等の知りえた事実を報告する。子会社の取締役等及び使用人は監査役に直接内部通報できるものとする。また、子会社から内部通報を受けた者は監査役に全て報告する。監査役へ情報提供した者を、情報提供を理由として不利益な取扱いを行わない。監査役は、重要な意思決定プロセスや業務報告状況を把握するため、取締役会及び重要な会議に出席するとともに、稟議書類等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役又は使用人に対して説明を求めることができる。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、監査の実施にあたり必要と認める場合は独自に弁護士、会計士等の外部専門家から助言を受けることができる。また、監査役がその費用を請求したときは、当社はその費用を負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ①毎月、取締役会及び経営会議を開催して、法令や規則等で定められた事項並びに経営戦略、予算の策定、設備投資及び業績のフォロー等の業務執行上の重要な事項について審議しました。また、グループ経営会議等を通してグループ全体の情報共有や経営目標の進捗状況等のレビューを行いました。
- ②監査役会は12回開催し、監査方針及び監査計画を決定するとともに、それに基づく取締役や経営幹部の業務執行状況及び法令・定款等の遵守状況等について監査を実施しました。また、監査にあたっては、常勤監査役が主要会議等で入手した社内情報や監査室の業務監査結果等も踏まえて実施しました。
- ③監査室は、監査計画に基づいて各事業部門に対して業務監査を実施し、全社的な内部統制の状況、法令、規程、品質規格等の適合状況、及び、業務プロセスの適正性についてモニタリングを実施しています。監

査等の結果は代表取締役社長に報告し、監査役と共有するとともに、各事業部門に対して伝達され、指摘や是正に向けたフォローを行っています。

- ④当社グループは高度な経営基盤の強化と経営の透明性を高めるため、会社法に定める内部統制システムを構築し、グループ内の規律や制度の設計を行っており、適正な運用を確保するため、社外役員、顧問弁護士をメンバーに加えた内部統制委員会を年2回実施し、法令や当社定款との適合状況や統制環境の評価を行い、内部統制の進め方や現状の課題について議論しています。また、金融商品取引法に基づいた財務報告に係る内部統制委員会を年3回実施し、業務プロセスの有効性やIT統制の状況等の評価、モニタリングを行っています。
- ⑤健全なコンプライアンス経営を実践するため、当社グループでは毎年10月を企業倫理月間として定め、意識・風土の醸成を図っています。具体的な取組みとして、トップである代表取締役社長がコンプライアンスに関するメッセージを社内報で発信するとともに、海外ローカルスタッフを含むグループ全従業員を対象に「東洋機械金属グループ行動基準」の教育を実施し、徹底しました。また、毎月、総務部門がコンプライアンスに関する情報を全社に提供することにより、従業員の法令に関する知識の向上と啓蒙を図っています。
- ⑥ハラスメントの対策として、研修やパワーハラスメント理解度テストのeラーニングを実施したほか、具体的な事例を学ぶ動画の視聴の機会を設け、パワーハラスメントに対する理解、意識を深めることによりパワーハラスメントの防止を図りました。
- ⑦10月に当社グループ社員を対象として実施した「職場の働きやすさに関するアンケート調査」において、社内において起こり得る具体的なコンプライアンスに関する設問（ハラスメントを含む）を設け、職場の実態や潜在的なコンプライアンスに関する問題についての検証を行いました。また、内部通報制度の運用については、その目的及び秘密保持と不利益取扱いの禁止等について社内報にて発信するとともに、ポスター掲示を行うことにより、第三者である法律事務所を含む通報窓口を社内に変更して周知しました。加えて、国内子会社においても、パワーハラスメントを防止する規程を整備し、「ハラスメント相談窓口」を設置し、周知しました。
- ⑧新型コロナウイルス感染症対策として、産業医の指導及び安全衛生委員会での審議を通じて従業員の体調管理、一般的なウイルス感染対策の啓発を実施し、また、出張制限や一部在宅勤務を実施しました。
- ⑨有事の際の対策として、コンプライアンス・リスク管理委員会主導のもと、大規模地震発生時と新興感染症蔓延時のBCP（事業継続計画）の全面改訂を実施し、また、危機管理の一つとして導入した安否確認システムにつき、国内グループ全従業員を対象に訓練を実施しました。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的視点から、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様に対して安定的な配当の維持及び適正利益還元を基本としております。内部留保につきましては、長期展望に立った新規事業の開発活動及び経営体質の効率化・省力化のための投資等に活用していく予定です。

また、今後は資本コスト（WACC：加重平均資本コスト）を意識し、有利子負債を従前以上に活用する

一方、株主の皆様への還元を強化することで、貸借対照表の再構築を図っていくことも検討し、今後、営業キャッシュ・フローや業績動向等を見極めた上で、適宜適切な財務戦略を具現化してまいります。

なお、貸借対照表再構築における当社の基本的な考え方については、2021年12月24日付プレスリリース (<https://www.toyo-mm.co.jp/wp-content/themes/toyomm/pdf/fia/prime20211224-1.pdf>) をご参照ください。

なお、当期に実施した期末配当及び中間配当は次のとおりであります。

[期末配当]

- ・ 1株当たり配当金額：普通株式1株につき15円
- ・ 配当総額：307,883,565円
- ・ 効力発生日：2023年6月26日

[中間配当]

- ・ 1株当たり配当金額：普通株式1株につき15円
- ・ 配当総額：307,885,035円
- ・ 効力発生日：2022年12月1日

- (注) 1. 上記金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
2. 比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	23,731	流 動 負 債	9,535
現金及び預金	6,502	支払手形及び買掛金	4,184
受取手形及び売掛金	5,750	電子記録債務	1,178
電子記録債権	2,701	短期借入金	1,500
商品及び製品	3,153	1年内返済予定の長期借入金	200
仕 掛 品	3,328	未 払 費 用	665
原材料及び貯蔵品	909	未 払 法 人 税 等	126
そ の 他	1,395	製 品 保 証 引 当 金	65
貸倒引当金	△10	役 員 賞 与 引 当 金	11
固 定 資 産	8,170	そ の 他	1,604
有 形 固 定 資 産	6,404	固 定 負 債	2,380
建物及び構築物	3,821	長期借入金	260
機械装置及び運搬具	1,238	退職給付に係る負債	2,102
工具、器具及び備品	100	そ の 他	17
土 地	780	負 債 合 計	11,916
リ ー ス 資 産	11	(純資産の部)	
建設仮勘定	452	株 主 資 本	18,769
無 形 固 定 資 産	438	資 本 金	2,506
ソフトウェア	304	資 本 剰 余 金	2,389
ソフトウェア仮勘定	12	利 益 剰 余 金	13,907
そ の 他	121	自 己 株 式	△34
投資その他の資産	1,327	その他の包括利益累計額	852
投資有価証券	1,048	その他有価証券評価差額金	142
繰延税金資産	215	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△3
そ の 他	498	為 替 換 算 調 整 勘 定	674
貸倒引当金	△435	退職給付に係る調整累計額	39
資 産 合 計	31,901	非 支 配 株 主 持 分	363
		純 資 産 合 計	19,985
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	31,901

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		35,298
売 上 原 価		28,370
売 上 総 利 益		6,928
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,608
営 業 利 益		1,319
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	24	
固 定 資 産 賃 貸 料	67	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	67	
為 替 差 益	52	
そ の 他	32	244
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6	
固 定 資 産 賃 貸 費 用	8	
そ の 他	10	25
経 常 利 益		1,538
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	27	27
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	17	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	383	401
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,163
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	346	
法 人 税 等 調 整 額	138	484
当 期 純 利 益		678
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		30
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		648

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年4月1日残高	2,506	2,385	13,953	△36	18,809
誤謬の訂正による 累積的影響額			△27		△27
遡及処理を反映した 当期首残高	2,506	2,385	13,926	△36	18,781
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△666		△666
親会社株主に帰属する 当期純利益			648		648
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		4		2	6
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	4	△18	2	△12
2023年3月31日残高	2,506	2,389	13,907	△34	18,769

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計
2022年4月1日残高	95	△0	388	32	516
誤謬の訂正による 累積的影響額			△4		△4
遡及処理を反映した 当期首残高	95	△0	383	32	511
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する 当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	46	△3	291	6	340
連結会計年度中の変動額合計	46	△3	291	6	340
2023年3月31日残高	142	△3	674	39	852

(単位：百万円)

	非支配株主持分	純資産合計
2022年4月1日残高	301	19,627
誤謬の訂正による 累積的影響額		△32
遡及処理を反映した 当期首残高	301	19,595
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当		△666
親会社株主に帰属する 当期純利益		648
自己株式の取得		△0
自己株式の処分		6
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	61	402
連結会計年度中の変動額合計	61	390
2023年3月31日残高	363	19,985

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,925	流動負債	9,585
現金及び預金	3,895	買掛金	4,174
受取手形	1,178	電子記録債務	1,125
電子記録債権	2,693	短期借入金	2,050
売掛金	4,337	1年内返済予定の長期借入金	200
商品及び製品	2,066	未払金	256
仕掛品	2,244	未払費用	535
原材料及び貯蔵品	370	役員賞与引当金	11
前払費用	33	未払法人税等	41
未収入金	49	製品保証引当金	62
未収消費税等	940	前受金	895
その他の金	126	設備関係未払金	15
貸倒引当金	△10	その他の負債	216
固定資産	8,515	固定負債	2,100
有形固定資産	5,686	長期借入金	260
建築物	3,407	退職給付引当金	1,824
構築物	83	その他の負債	15
機械及び装置	1,194	負債合計	11,686
車両運搬具	3	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	84	株主資本	14,611
土地	780	資本	2,506
リース資産	11	資本剰余金	2,389
建設仮勘定	121	資本準備金	2,028
無形固定資産	319	その他資本剰余金	360
ソフトウェア	301	利益剰余金	9,749
ソフトウェア仮勘定	12	利益準備金	203
その他の金	5	その他利益剰余金	9,546
投資その他の資産	2,509	固定資産圧縮積立金	732
投資有価証券	551	別途積立金	3,750
関係会社株式	670	繰越利益剰余金	5,063
関係会社出資金	828	自己株式	△34
繰延税金資産	419	評価・換算差額等	142
その他の金	39	その他有価証券評価差額金	142
貸倒引当金	△0	純資産合計	14,754
資産合計	26,440	負債・純資産合計	26,440

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		28,803
売 上 原 価		24,451
売 上 総 利 益		4,352
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,448
営 業 損 失		96
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	466	
為 替 差 益	7	
そ の 他	195	670
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8	
そ の 他	25	34
経 常 利 益		539
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	27	27
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	17	17
税 引 前 当 期 純 利 益		548
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	13	
法 人 税 等 調 整 額	87	100
当 期 純 利 益		448

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
2022年4月1日残高	2,506	2,028	356	2,385	203
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分			4	4	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	4	4	—
2023年3月31日残高	2,506	2,028	360	2,389	203

(単位：百万円)

	株主資本				
	利益剰余金				自己株式
	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
2022年4月1日残高	735	3,750	5,279	9,968	△36
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩	△2		2	—	
剰余金の配当			△666	△666	
当期純利益			448	448	
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					2
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	△2	—	△216	△218	2
2023年3月31日残高	732	3,750	5,063	9,749	△34

(単位：百万円)

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2022年4月1日残高	14,823	95	95	14,919
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩	—			—
剰余金の配当	△666			△666
当期純利益	448			448
自己株式の取得	△0			△0
自己株式の処分	6			6
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		46	46	46
事業年度中の変動額合計	△212	46	46	△165
2023年3月31日残高	14,611	142	142	14,754

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年7月31日

東洋機械金属株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 児玉秀康 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 有久衛 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋機械金属株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋機械金属株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」1. 海外子会社従業員による不正についてに記載されているとおり、会社の海外子会社である東洋機械金属（広州）貿易有限公司の従業員による、同社現金預金の私的流用が判明した。

会社は、翌連結会計年度に、決算日後に従業員が私的流用した現金預金について長期未収入金90百万円（459万円）を計上し、同額の貸倒引当金繰入額を計上することを見込んでいる。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年7月31日

東洋機械金属株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 児 玉 秀 康 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 有 久 衛 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋機械金属株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第149期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第149期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、インターネット等を活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、随時質問し、意見を述べるとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とインターネット等を活用しながら意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に事業の報告を求め、その業務内容及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行については、事業報告に記載のとおり、2023年5月に連結子会社である中国現地法人の従業員による預金の私的流用が発覚し、特別調査委員会による調査が行われた件を除き、指摘すべき事項は認められません。監査役会は、当該事案の発覚後、特別調査委員会の調査及び提言を見守ってまいりましたが、その提言を踏まえて策定される再発防止策が確実に実施され、実効的に運用されるよう、その内容及び有効性について注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月7日

東洋機械金属株式会社 監査役会

常勤監査役 藤本隆之 ⑩

社外監査役 下河邊由香 ⑩

社外監査役 高橋正哉 ⑩

第149回 定時株主総会継続会会場ご案内図

会場

兵庫県明石市松の内2丁目2番地
ホテルキャッスルプラザ 3階「祥福の間」
電話 (078) 927-1111



交通のご案内

新幹線、在来線「西明石駅」より 徒歩約3分
(在来線でお越しの方は東口よりお越しください。)

駐車場について

駐車場は限りがございますので可能な限り公共交通機関をご利用のうえ、会場にお越しくださいますようお願い申し上げます。

